

前期基本計画（案）

第2章 基本方針別（分野別）の施策

SDGs
ロゴ

施策 29

基本方針3 安全・安心なまちづくり

政策1 災害に強く安心して暮らせるまち

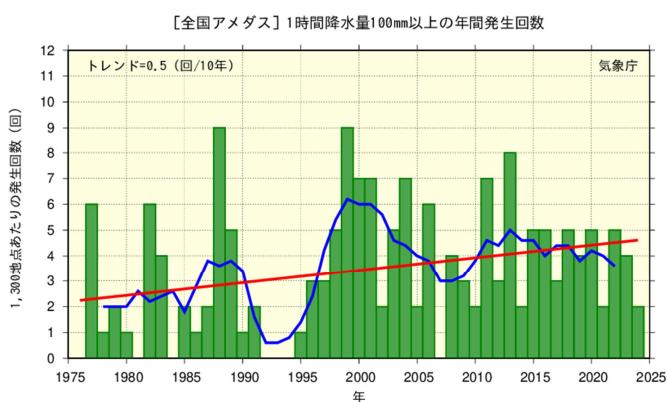
施策① 防災対策の推進

■施策の方針

激甚化・頻発化する自然災害やパンデミックに加え、原子力災害、武力攻撃事態などに対しても的確に対応できる体制を強化するため、防災DXの推進による防災対策や国土強靭化を踏まえたインフラ整備を進めます。また、地域防災力を強化するため専門的な知識をもつ防災士の育成に取り組みます。

■現状と課題

- 全国各地で自然災害が激甚化・頻発化していることから、近年の災害から得た教訓を踏まえた防災対策に取組む必要があります。特に、自力で避難することが困難な方の避難計画の作成や避難生活の環境改善に取り組む必要があります。また、全市に整備した防災行政無線の強みを生かした情報発信を行うとともに、防災DXの推進による災害対応の迅速化・効率化を進めることが重要です。
- 自主防災組織の組織率は98.9%（R6.3月末）と高水準にありますが、高齢化や人口減少により地域防災を担う人材が不足する傾向が見られます。防災・減災の専門知識と技能を有する防災士を育成し、地域の防災力向上に組織的に関わる体制を整える必要があります。
- 令和2年度から新型コロナウイルス感染症対応に取り組んできました。感染症対策の経験やノウハウを次世代に引き継ぎ、新たなパンデミックに備えることが重要です。
- 市内的一部地域が、UPZ区域（柏崎刈羽原子力発電所からおおむね30キロ圏内）に位置していることから、国や県と連携して、原子力災害に備えた避難計画の見直しや避難体制の強化に取り組む必要があります。
- 周辺国による核兵器や弾道ミサイルによる脅威が増しているため、それらの武力攻撃事態等に対し、国や県と連携した体制を整える必要があります。
- 大規模な自然災害に備えて、国土強靭化を踏まえた山地災害を防ぐための治山事業や水災害を防止するための治水事業など、インフラ整備を促進する必要があります。



1時間降水量50mm以上の年間発生回数
(気象庁HP)



スマートフォンを活用した避難所

■施策の展開

1. 防災対策の充実

- ①自力避難が困難な方の避難体制を強化するため、「避難行動要支援者名簿」、「個別避難計画」の活用を推進します。
- ②迅速に避難所を開設し、安全で安心な避難生活が送れるよう、国が推奨する分散備蓄やスフィア基準※に基づく避難所環境整備を進めます。また、防災DXの推進により、避難所運営や被災者生活再建支援の効率化を図ります。
- ※スフィア基準：紛争や災害時に避難者が尊厳ある生活を送るために定められた国際的な最低基準
- ③防災行政無線など独自の情報伝達ツールを有効に活用するとともに、迅速に災害情報を収集・分析するため、AIやドローンなどの防災DXを推進します。

【主要事業】避難行動要支援者の支援、防災情報システムの整備、避難所環境整備

2. 地域防災力の強化

- ①地域住民が自らの地域を災害から守るために組織する「自主防災組織」の活動を支援し、地域防災力の向上を図ります。
- ②地域防災力の強化を図るため、防災リーダーとなる防災士の育成に取り組みます。

【主要事業】自主防災組織育成事業、防災士育成事業

3. 感染症に対する備え

- ①感染症の拡大に備え予防対策を徹底するとともに、発生時に速やかな医療・検査体制を立ち上げるため、医師会などの関係機関とネットワークの構築を進めます。

【主要事業】予防接種事業

4. 原子力災害に対する備え

- ①原子力防災体制を強化するため、国や県と連携し、必要な体制を構築します。

【主要事業】原子力防災計画に基づく防災訓練、避難体制の強化

5. 国民保護に対する備え

- ①武力攻撃事態等に備えるため、国や県と連携した訓練や計画づくりを進めます。

【主要事業】国民保護計画に基づく防災訓練、全国瞬時警報システムの整備・訓練

6. 防災・減災、国土強靭化の取組の推進

- ①災害時の避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動が発災直後から迅速に行えるよう、緊急車両の通行を確保するための道路ネットワークの強化を促進します。
- ②谷止め工などの治山事業や、河川堤防の浸透対策などの治水事業の推進を国・県に継続して働きかけます。

【主要事業】道路整備事業、治山事業・治水事業

■まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
自主防災組織等の防災訓練実施率	35.1%	50%
「地区防災計画」策定団体数	22 団体	100 団体
防災士資格の取得者数	85 人	200 人

前期基本計画（案）

第2章 基本方針別（分野別）の施策

施策30

SDGs
ロゴ

基本方針3 安全・安心なまちづくり

政策1 災害に強く安心して暮らせるまち

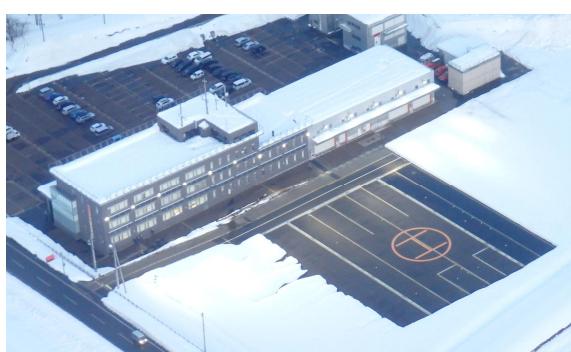
施策② 消防・救急体制の充実

■施策の方針

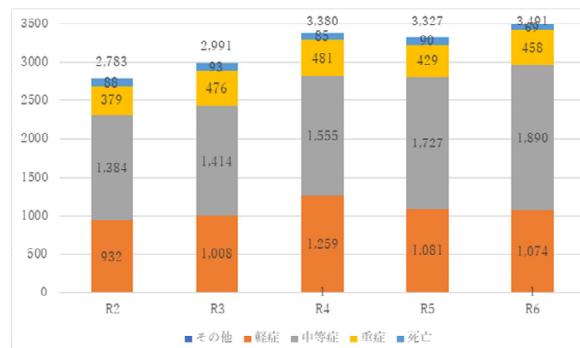
人口減少や高齢化、多様化する自然災害に対応するため、組織の再編を見据えた持続可能な消防防災体制を検討します。また、消防職員のスキルアップと消防・救急資機材の整備・更新を行うとともに、消防団や自主防災組織、医療機関との連携強化により、地域の安全・安心の確保に努めます。

■現状と課題

- 十日町地域消防ヘリポートや南分署改築等の施設整備とともに、資機材の整備・更新を計画的に進めてきました。近年の自然災害の激甚化・頻発化に対応するために、資機材の整備・更新を継続しつつ、持続可能な消防防災体制を構築する必要があります。また、火災を未然に防ぐためには、多様化する建築物の構造等にあわせた、火災予防の充実強化を図る必要があります。
- 医師の働き方改革や医師不足など医療供給体制の変化や、高齢化の進展に伴う救急搬送件数増加など、救急需要の変化に対応する必要があります。このため、消防・救急と医療の連携強化を図るとともに、救急現場を支える救急救命士の計画的な養成が必要です。また、近年の救急出動件数増加の背景には、要請者の約4割が軽症者という実態があることから、真に緊急を要する方への対応の遅れや救命率への影響がないよう、救急車の適正利用を呼びかける必要があります。
- 人口減少や高齢化、若者の価値観の変化等の社会的要因により、消防団員数は減少傾向にあります。地域の防災体制を維持・強化するには、団員の確保とあわせ、限られた人的・物的資源の有効活用や、自主防災組織等との連携を強化する必要があります。



消防本部ヘリポート



救急搬送人員と傷病区分

■施策の展開

1. 常備消防体制の充実

- ① 広域事務の見直しを含めた持続可能な消防防災体制を検討します。
- ② 車両や資機材、消防用施設等の計画的な整備・更新を行います。
- ③ 十日町地域消防ヘリポートを積極的に活用して、広域での消防防災体制の強化を図ります。
- ④ 火災予防業務の強化を図るとともに、住宅火災警報器の設置を推進し、住宅火災死者数ゼロを目指します。

【主要事業】消防ポンプ自動車・高規格救急自動車更新事業、消防救急デジタル無線・指令センター更新事業、指令業務の共同運用事業、住宅火災警報器の設置推進

2. 救急体制の充実

- ① 円滑な救急搬送、メディカルコントロール体制等の充実強化のため、地域中核病院、三次救急医療施設、ドクターへり、魚沼圏域の消防機関との連携強化を図ります。
- ② 救急救命士の計画的養成とあわせて、医療機関等と連携した継続的な教育・研修体制の構築により、救急業務の高度化への対応に努めます。
- ③ マイナ保険証を活用したマイナ救急の実施や映像 119 の活用等、消防・防災 DX を推進し、救急活動の円滑化を図ります。
- ④ 救急に関する予防広報の充実を図ることで、救急車を必要な人が必要な時に安心して利用できるよう適時・適切な利用を推進します。

【主要事業】救急業務高度化推進事業、マイナ救急推進事業、予防救急の推進

3. 消防団活動の推進

- ① 消防団員の減少に対応するため、負担軽減と環境改善に努め、女性を含めた団員の加入促進を図ります。あわせて消防団と自主防災組織などとの連携を強化し、地域防災力を高めます。
- ② 限られた人的・物的資源を有効活用するため、消防団の組織再編や機動力のある小型動力ポンプ積載車等の的確な配置などにより、持続可能な防災体制を構築します。

【主要事業】消防団再編整備計画、消防団協力事業所表示制度、消防団員サポート制度事業、消防団装備等整備事業

■まちづくり指標

項目	現状値（令和 6 年度）	目標値（令和 12 年度）
住宅用火災警報器の設置率、条例適合率	設置率 91.8% 条例適合率 60.9%	設置率 100% 条例適合率 100%

前期基本計画（案）

第2章 基本方針別（分野別）の施策

施策31

SDGs

ロゴ

基本方針3 安全・安心なまちづくり

政策1 災害に強く安心して暮らせるまち

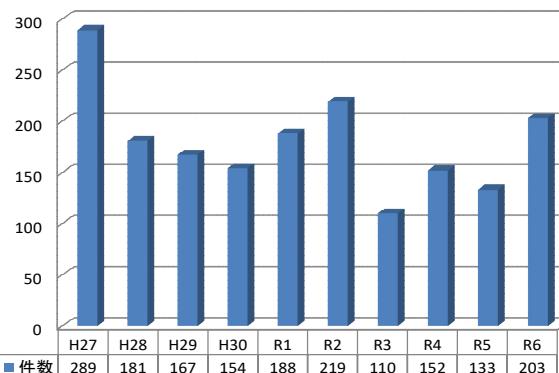
施策③ 交通安全・防犯対策の推進

■施策の方針

高齢者や横断歩行者に重点を置いた交通安全対策を推進するとともに、特殊詐欺などの新たな脅威に対処するため、犯罪を未然に防ぐ啓発活動の充実や、犯罪被害者を社会全体で支える体制づくりを進めます。

■現状と課題

- 先進安全自動車の普及や啓発活動などの取組みにより、交通事故の発生件数・死傷者数は減少傾向にありますが、そのうち高齢ドライバーが引き起こす事故や高齢者が横断歩行中に犠牲になるケースは増加傾向にあります。高齢者対策の充実を図るとともに、交通事故の撲滅に向けた交通安全対策を進める必要があります。
- 交通事故の多発箇所や通行に危険のある箇所については、引き続き、道路管理者や警察などの関係機関と連携しながら、改善に向けた取組みを促進する必要があります。
- 刑法犯の市内発生件数は年間100～200件程度で推移し、うち5割以上を窃盗犯が占めています。主な要因として、施錠の習慣が定着していないことが挙げられており、施錠の徹底など、防犯に対する意識の向上を図る必要があります。また、悪質化・巧妙化している匿名・流動型犯罪グループなどによる強盗や特殊詐欺に対して、関係機関と連携した防犯対策を推進する必要があります。
- 犯罪被害により、生命・身体・精神・財産など様々な面で苦難に陥る犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、社会全体で支える体制が求められています。犯罪被害者等を社会全体で支え、安心して暮らせる体制づくりに取り組む必要があります。
- スマートフォンの急速な普及により、いつでも、どこでも、簡単に販売契約ができる社会環境となり、消費生活におけるトラブルはより複雑化、巧妙化しています。消費生活のトラブルを防止するため、相談窓口の充実を図るとともに、消費者への教育を推進する取組みが必要です。



十日町警察署管内の刑法犯発生件数



施錠の呼びかけ活動

■施策の展開

1. 交通安全教育の充実

- ①交通安全大会やシニアカー講習、老人クラブや地区公民館と連携した安全教育などにより、事故に遭う確率の高い高齢者層や横断歩行者の安全を確保します。
- ②警察、交通安全協会、学校、事業所などと連携した講習など交通安全対策を進めます。
- ③飲酒運転の根絶に向けて、飲食店への警戒活動や運転手への注意喚起に取り組みます。
- ④自転車利用者の安全を確保するため、ヘルメット装着などの啓発活動を進めます。

【主要事業】交通安全運動、交通安全教育、都市交通安全対策協議会への支援、全国交通安全運動街頭指導、飲酒運転根絶 PR

2. 交通事故対策の実施

- ①事故多発箇所や通行に危険がある箇所の点検を行い、道路管理者や警察などの関係機関に対して、改善を促します。
- ②地域からの声を踏まえて、信号機や横断歩道などの道路標識等の設置を、関係機関に働きかけます。

【主要事業】交通事故多発地点の点検・改善促進

3. 防犯意識の啓発

- ①犯罪傾向を踏まえ、関係機関との連携を強化するとともに、学校や地域における防犯啓発を推進します。
- ②警察や地域防犯組織、金融機関等と連携し、悪質化・巧妙化している特殊詐欺などの犯罪被害の防止に取り組みます。

【主要事業】あんしんメール等による防犯広報、ロックの日などの街頭啓発活動

4. 犯罪被害者等への支援の実施

- ①犯罪被害者等支援条例に基づく支援の実施と支援制度の普及啓発を図ります。

【主要事業】犯罪被害者等支援条例に基づく支援

5. 消費者保護対策の充実

- ①消費者問題に迅速・的確に対応するため、消費生活相談、多重債務者相談、法律相談など、市民がすぐに相談できる窓口の充実を図ります。
- ②消費生活センター相談員のスキル向上に努め、出前講座などの消費者教育を推進します。

【主要事業】消費生活トラブル防止啓発活動、消費生活講習会の開催

■まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
十日町警察署管内の交通事故による死傷者数	37件	30件以下
十日町警察署管内の刑法犯発生件数 (R2～R6年平均)	163件 (R2～R6年平均)	130件以下 (R8～R12年平均)
消費生活講習会の実施回数	11回	12回

前期基本計画（案）

第2章 基本方針別（分野別）の施策

施策32

SDGs
ロゴ

基本方針3 安全・安心なまちづくり

政策2 環境にやさしく自然と調和するまち

施策① ゼロカーボンシティ・資源循環型社会の推進

■施策の方針

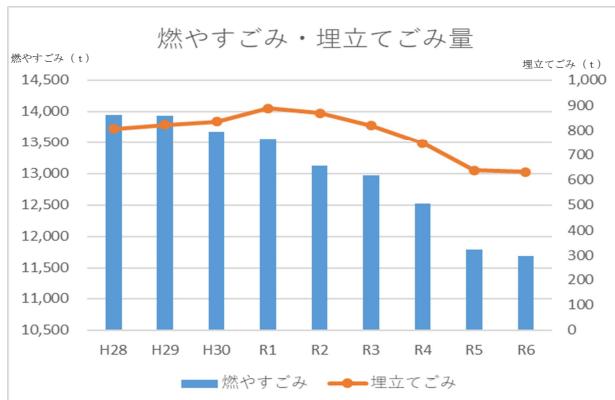
ゼロカーボンシティの実現に向けて、省エネルギー GX※(グリーントランسفォーメーション)、再生可能エネルギーの地産地消を更に進めるとともに、未利用バイオマスの活用や3R※(リデュース・リユース・リサイクル)の普及促進を通じて、持続可能な資源循環型社会の形成を推進します。

■現状と課題

- 2050年のゼロカーボンシティ実現に向けて、これまで様々な取組を進め、2022年度の市内における二酸化炭素排出量は、基準年2013年度比で約43%減少しています。今後も省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの地産地消、市民の脱炭素意識向上、森林整備による二酸化炭素吸収量増加など、幅広い分野での更なる取組が必要です。
- これまで12の公共施設への太陽光発電設備導入や、補助金を活用した市民・事業者への再生可能エネルギー設備の導入促進を進めてきました。また、民間事業者による松之山地熱バイナリー発電所や木質バイオマス発電所が稼働するなど、着実に再生可能エネルギーの創出に結びついています。今後は、新技術の導入や再生可能エネルギーの出力変動に柔軟に対応できる蓄電池の活用など、レジリエンス強化につながるエネルギーの地産地消を進める必要があります。
- ごみの減量化を促進するため、令和6年度に一般廃棄物処理手数料を見直しました。また、収集プラスチック類の拡充や不用食器等の無料回収品目を増やすなど、資源の再利用促進と分別意識の向上を図りました。今後も循環型社会に資するため、継続的にごみ減量と資源の有効活用に取り組む必要があります。
- 令和4年度に完成した十日町市海老最終処分では、環境に配慮し、安全で安定した処理が行われています。一方、十日町市エコクリーンセンターは計画的な修繕により安定稼働していますが、建設から30年以上が経過し老朽化が進んでいます。今後は、人口減少に伴うごみ量の減少を見据え、広域的な連携や施設の改築・更新について検討する必要があります。



再生可能エネルギー活用促進補助事業
(民間企業による太陽光パネル設置)



■施策の展開

1. 温室効果ガスの排出量削減・再生可能エネルギーの地産地消

- ① 省エネルギーやGXの推進に加え、森林整備による二酸化炭素吸収を促進するなど、温室効果ガスの排出量削減に取り組みます。
- ② 未利用バイオマス資源や雪・水など自然エネルギーの更なる利活用と、蓄電池や新技術等の導入検討を進め、再生可能エネルギーの地産地消を推進します。
- ③ 市民への脱炭素や再生可能エネルギーに関する情報発信・啓発活動に取り組みます。

【主要事業】再生可能エネルギー活用促進補助事業、省エネ家電等買換促進補助事業、再生可能エネルギー導入・利活用検討、脱炭素・再エネ啓発関連事業

2. ごみ減量・再資源化の推進

- ① ごみ減量に向けた啓発活動や、不用食器回収などによる3Rを推進します。
- ② ごみ便利帳やホームページ、スマートフォンアプリなどを活用し、資源の分別やごみの出し方を市民にわかりやすく情報提供します。

【主要事業】3R推進事業、情報発信・啓発事業、資源物等再生処理事業

3. 持続可能なごみ処理体制の整備

- ① ごみの収集方法や焼却炉の運転方法を見直すなど、ごみ処理体制の一層の効率化に努めます。
- ② 十日町市エコクリーンセンターは、人口減少に伴うごみ量の変化や近隣自治体との連携・協力を踏まえ、効率的な改築・更新の方向性を検討します。

【主要事業】一般廃棄物処理事業、十日町市エコクリーンセンター改築更新検討

■まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
再生可能エネルギー活用促進補助件数	490 件	670 件 (年間 30 件)
一般廃棄物の再資源化率	19.9%	21.7%

前期基本計画（案）

第2章 基本方針別（分野別）の施策

SDGs
ロゴ

施策 33

基本方針3 安全・安心なまちづくり

政策2 環境にやさしく自然と調和するまち

施策② 自然環境の保全と気候変動への対応

■施策の方針

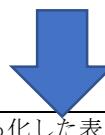
環境に優しい地域づくりに向けて、豊かな自然環境と里地里山の生物多様性を保全し、気候変動への対応とともに環境教育や美化活動など、基盤となる取組を推進します。

■現状と課題

- 美人林に代表されるブナの群生林をはじめ、多雪地に特徴的な動植物が生息する松代・松之山地域は、国の「重要里地里山*」に指定されています。また、星峠など14地区の棚田が「つなぐ棚田遺産」に選ばれました。こうした雪や森、農の営みがもたらす豊かな自然や生物多様性を未来に引き継ぐことが必要です。
*さまざまな命を育む豊かな里地里山を、次世代に残していくべき環境と位置づけ、「生物多様性保全上重要な里地里山」として環境省が選定するもの。
- 豊かな自然景観や美しいまちを維持するためには、来訪者による私有地への侵入やポイ捨て等への対策が欠かせません。また、水質・騒音・悪臭などの環境公害や、散歩中のペットのマナーも課題です。これらの解決に向けて引き続き関係機関と連携し、市民が快適に暮らせる環境を守っていくことが必要です。
- 近年の気温上昇により、熱中症搬送者数が増加していることから、引き続き公共施設や市内店舗を「クーリングシェルター*」や「とおかまち涼み処*」として指定し、市民が暑さを避けられる環境を整える必要があります。
*クーリングシェルターは、国の定める期間中、特別警戒アラートが発表された場合に一般開放する避難施設。とおかまち涼み処は、警戒アラートの発表を問わず、冷涼な場所で無料休憩ができる施設として指定し、公表している。
- 環境保全や地球温暖化対策に関する市民アンケートでは、ごみ分別や3R*の意識は高まっている一方、美化活動などの市民参加への関心は変化が見られませんでした。これらの環境課題を市民と共有し、事業者や団体などと連携した幅広い環境保全活動を進めることが重要です。正しい知識を広める環境教育や講演会・セミナーなどの取り組みを、市民、事業者、行政が協働して推進する必要があります。



集え！ガチ棚！
棚田みらい応援団の取組



4ポツ目を見る化した表を入れたいと考えます

R7 環境基本計画策定に向けたアンケートの結果から図表化し添付する

■施策の展開

1. 自然環境・里地里山、生物多様性保全の推進

- ① 多面的機能直接支払交付金事業や棚田みらい応援団の取組により、地域団体や事業者を支援し、里地里山の景観や棚田等の保全を推進します。
- ② 私有地侵入対策として、啓発看板や監視カメラの設置により、廃棄物投棄を未然に防ぎ、良好な自然環境の保全を推進します。
- ③ 森の学校キヨロロを拠点とした探鳥会や、植物・昆虫・水中生物などの観察会、里山学会等のセミナーにより、生物多様性の大切さを学ぶ機会を促進します。

【主要事業】自然観察会、市内小中学校等への講師派遣（キヨロロ学芸員・研究員）、多面的機能直接支払交付金事業、棚田みらい応援団（県）

2. 快適な生活環境の確保、気候変動への対応

- ① 騒音、悪臭、油漏れ事故等の環境公害を未然に防止するため、事業者等と協力し環境保全協定の締結を推進します。
- ② 飼養犬・猫等のマナーや災害時のペット同行避難について、動物愛護協会等と連携した啓発活動を推進します。
- ③ 熱中症予防啓発の推進とともに、猛暑時を想定したクーリングシェルター＊や、事業者や関係機関との協力による暑熱対策を推進します。

【主要事業】自動車騒音測定、臭気測定、熱中症対策（クーリングシェルター、とおかまち涼み処）

3. 環境教育・環境美化活動の推進

- ① 地球温暖化対策等の環境課題解決に向けて、事業者や団体等による園児や小中学生と楽しく学ぶ環境教育や環境保全活動を推進します。
- ② 市民団体やボランティアによる環境美化活動を支援します。
- ③ 十日町市民環境会議などの市民参加型の環境保全活動、地域づくりへの支援とともに、事業者との協働による環境啓発を推進します。

【主要事業】環境美化ボランティア支援事業、十日町市民環境会議の取組支援、環境講演会・環境フェア・セミナー、市民協働調査等の開催

■まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
環境フェア・環境講演会・セミナー・市民協働調査等への参加人数	1,021人	1,500人
環境美化活動参加人数 (環境美化ボランティア支援事業)	385人	1,000人

前期基本計画（案）

第2章 基本方針別（分野別）の施策

SDGs
ロゴ

施策 34

基本方針3 安全・安心なまちづくり

政策3 環境にやさしく自然と調和するまちづくり

施策③ 水資源の確保・活用

■施策の方針

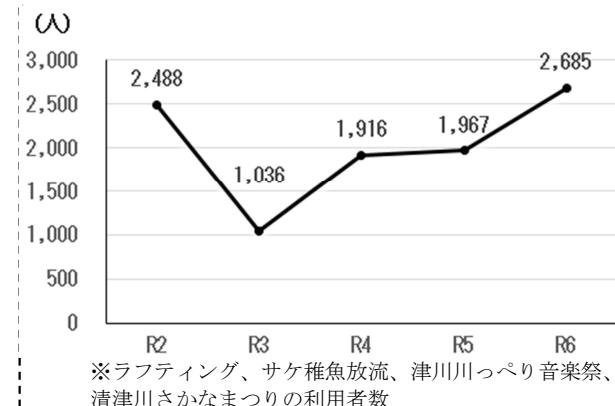
長期的に安定した水資源の利活用を図るため、適正な地下水利用と水源かん養に取り組みます。また、河川環境の保全を進めるとともに、レジャーやイベントなどによる水辺の活用を推進し、快適で賑わいのある水辺空間の創出を目指します。

■現状と課題

- 十日町市では、生活用水や農業用水に加え、流雪溝や消雪パイプ用水などを地下水と河川水に依存しており、近年の異常気象に影響を受けやすい状況です。今後、長期的に安定した水源を確保する必要があります。
- 信濃川流域では、右岸側に比べ左岸側の中小河川の延長が短く流量が限られるため、ため池などによる水源確保が必要です。
- 市街地では、大雪時に地下水位が低下し消雪パイプが機能不全となることがあります。このため、地下水の適正利用や節水対策を継続するとともに、山林や農地の保全による水源かん養を促進する必要があります。
- 流雪溝の水源として河川水は重要であり、安定的な取水のためには河川水の再利用や老朽化施設の更新などを行う必要があります。
- 信濃川の発電取水による減水区間では、適正な維持流量により河川環境が保全されています。今後もJR東日本と締結した「信濃川の河川環境と水利使用の調和に関する覚書」に基づき、河川環境を維持する必要があります。
- 水辺空間の環境維持により、信濃川ではバーベキュー・キャンプ、ラフティングなどを楽しむ市民で賑わい、清津川では「さかなまつり」や「川っぺり音楽祭」などのイベントにより多くの交流が生まれています。今後も河川環境の維持や整備を継続し、水辺空間の利活用を推進する必要があります。
- 清津川から発電のために取水された水は魚野川に放流されています。今後も清津川の河川環境改善のための試験放流を継続し、本来の流れである清津川に全量を戻すため、関係者との調整を進めることができます。



消雪パイプと節水タイマー



水辺の年間利用者数

■施策の展開

1. 水資源の確保と有効活用

- ① 地下水の適正利用を図るため、継続的に地下水観測を実施します。
- ② 渇水時における水源確保のため、小規模ため池や井戸の整備を支援します。
- ③ 地下水位低下による機能不全を防止するため、消雪パイプへの節水タイマー設置を拡充するとともに、新技術の導入を検討します。
- ④ 山林や農地の保全管理に努め、水源かん養を促進します。
- ⑤ 流雪溝用水を有効に利用するため、河川水の再利用を推進します。
- ⑥ 安定的な流雪溝用水の取水に向け、関係機関と連携し、老朽化した取水施設の改修を進めます。

【主要事業】地下水観測、消雪パイプ節水対策、流雪溝用水再利用、流雪溝取水施設改修、農林水産業総合振興事業、水利施設管理強化事業

2. 河川環境の整備と利活用

- ① 生物多様性や地域の歴史・文化との調和に配慮し、流域の多様な主体と連携して、河川環境の整備に取り組みます。
- ② 信濃川の発電取水による減水区間において、水利使用者であるJR東日本と共に、河川環境の維持・向上に取り組みます。
- ③ 市民の憩いの場や観光資源として、水辺空間を快適に利用できるよう、適正な維持管理や整備を行います。
- ④ 魚野川に放流されている清津川からの発電用水を清津川に全量戻すため、新潟県・南魚沼市と連携し、魚野川流域における水源確保に向けた抜本的解決策を目指します。
- ⑤ 河川環境への理解と関心を高めるため、サケの稚魚放流活動や水辺空間を活用したイベントを支援します。

【主要事業】河川環境整備事業、河川親水事業

■まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
節水タイマーの設置	46 か所	79 か所
水辺空間の利用者数	14,141 人	16,000 人

前期基本計画（案）

第2章 基本方針別（分野別）の施策

SDGs

ロゴ

施策 35

基本方針3 安全・安心なまちづくり

政策3 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち

施策① 地域の発展と安全・安心につなげる道づくりの推進

■施策の方針

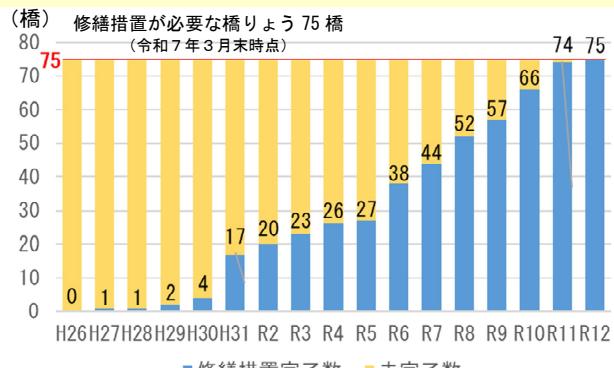
経済発展と地域振興につながる上越魚沼地域振興快速道路の早期完成を関係機関に働きかけるとともに、十日町IC（仮称）へのアクセス道の整備を推進します。また、国県道の未改良区間や危険個所の解消に向け整備促進するとともに、市道整備や交通安全対策、老朽化対策を推進し、安全・安心な道路ネットワークを構築します。

■現状と課題

- 「上越魚沼地域振興快速道路」は、「十日町道路」、「八箇峠道路」とともに着実に整備が進められていますが、更なる事業促進への取組みが必要です。また、十日町IC（仮称）の整備に合わせた、「十日町道路」へのアクセス道となる市道高山水沢線の整備を推進するとともに、北鎧坂～松代間の事業化を進め、全線早期開通によるネットワーク効果を図る必要があります。
- 道路ネットワークの骨格となる国県道の整備は、着実に改良、防災工事が進められてきました。しかしながら、狭い、急勾配、線形不良など未整備路線は多くあるため、市民が安全・安心に通行できる道路ネットワークの構築を促進する必要があります。また、小学校児童の登下校時における交通事故が絶えないことから、生活に密着する市道においても交通事故ゼロを目指し、「十日町市通学路交通安全プログラム」に基づき、対策未実施区間の整備を進める必要があります。
- 道路施設については、定期点検の結果に基づき計画的に修繕・更新を進めてきました。今後も老朽化により補修等を必要とする施設は増加傾向にあることや、激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、「第1次国土強靭化実施中期計画」（令和8～12年度）に基づき、道路施設の老朽化対策など効果的な対策を切れ目なく推進する必要があります。
- 地域のエッセンシャルワーカー*である建設業では、高齢化や生産年齢人口の減少により、担い手不足が深刻化しています。将来の担い手を確保するため、就業環境の改善などの働き方改革や、建設DXによる生産性向上を促進する必要があります。



市道高山水沢線（イメージ）



■施策の展開

1. 地域高規格道路「上越魚沼地域振興快速道路」整備の促進

- ① 「十日町道路」(北鎧坂～八箇間)の早期工事着手に向けた更なる事業促進について、国・県と連携して進めます。
- ② 「八箇峠道路」の野田 IC から関越道に直結するラストワンマイルについて、関係自治体と連携し、国に対して早期開通を強く働きかけます。
- ③ 調査中である安塚～松代間の早期事業化について、沿線の自治体とともに、国・県に対して強く働きかけます。

2. 国県道整備の促進

- ① 災害や雪による交通の遮断、事前通行規制区間や孤立集落の解消を優先し、あわせて円滑な交通の確保や地域活力の支援のため、一般国道 253 号十日町橋及び一般県道清津公園線万年橋の架け替えや、主要地方道小千谷十日町津南線の街路事業などの早期整備を関係機関に働きかけます。

3. 市道整備の推進

- ① 市道高山水沢線や市道稻荷町線など幹線道路の整備を着実に進め、道路ネットワークの強化を図ります。
- ② 市道浦田松之山線など山間地における道路整備については、雪対策を含め交通環境の改善を図り計画的に整備を進めます。
- ③ 安全・安心な歩行者空間の確保のため、引き続き歩道整備などを推進します。

【主要事業】道路整備事業

4. 道路施設の老朽化対策

- ① 老朽化が進む道路施設に対し、予防保全型メンテナンスによる定期点検や修繕を実施し、安全・安心な交通の確保を推進します。

【主要事業】道路メンテナンス事業（施設の点検、橋りょう修繕、舗装修繕）

5. 建設業における担い手確保

- ① 担い手確保のため、週休 2 日制度や適正な工期設定などにより、働き方改革を促進します。
- ② AI や BIM/CIM などのデジタル技術の活用による生産性向上を促進します。

【主要事業】週休 2 日制度の促進、適正な工期設定の推進、ICT 活用の促進

■まちづくり指標

項目	現状値（令和 6 年度）	目標値（令和 12 年度）
道路改良済延長	773.1km	782.1km
歩道整備延長（延べ延長）	46.1km	47.1km
橋りょう修繕措置完了数（Ⅲ判定以上）	38 橋	75 橋

前期基本計画（案）

第2章 基本方針別（分野別）の施策

施策 36

SDGs
ロゴ

基本方針3 安全・安心なまちづくり

政策3 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち

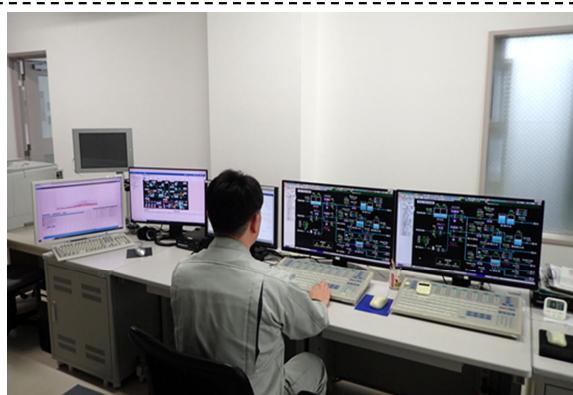
施策② 持続可能な上下水道事業の推進

■施策の方針

持続可能な上下水道事業を推進するため、老朽化が進む施設や管路の計画的な更新を行うとともに、施設の統合やダウンサイジングなどを進め、効率的な事業経営を行います。

■現状と課題

- ・水道については、老朽化施設の計画的な更新を進めるとともに、病院など重要施設をつなぐ主要管路の耐震化に取り組んできました。さらに、令和6年度には水道未普及地域であった清津峡地区の水道整備が完了しました。今後も生活用水の安全で安心な供給を行うため、継続的な浄水場の改築や主要管路の耐震化、水源の確保に加え、施設の統合に向けた検討を進める必要があります。
- ・下水道については、老朽化した処理場施設の計画的な改築・更新を進めるとともに、農業集落排水区域の上野、元町新町、鎧島地区を公共下水道区域へ統合しました。引き続き、下条地区の統合や施設の更新・ダウンサイジングを進め、維持管理コストの低減と施設管理の効率化を図る必要があります。また、全国的な課題となっている下水道管の破損による道路陥没等を未然に防止するため、定期的な点検、調査を実施し、計画的に更新を進める必要があります。
- ・経営面では、上下水道事業のすべてを公営企業会計に移行するとともに、下水熱の空調利用など未利用エネルギーの有効活用による歳出削減に取り組み、経営の健全化を進めてきました。水道事業では、給水人口の減少が続く中でも安定した供給体制の維持や施設更新を進めるため、令和4年度から段階的に平均39%増の料金改定を実施した結果、赤字経営の解消が図られました。下水道事業においても同様に独立採算が求められており、さらなる経営改善を進めていく必要があります。



DXを活用した水道施設の集中監視システム導入



耐震化した十日町市下水処理センター
(管理棟)

■施策の展開

1. 水道施設の整備・更新

- ① 安定した生活用水の確保のため、老朽化が進む十日町浄水場、千手浄水場の改築及び水源の施設更新を実施します。
- ② 災害時の生活基盤確保のため、病院や消防署など重要施設へつながる主要管路の耐震化を進めます。
- ③ 計画的な施設の更新や統合・ダウンサイジングを進め、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

【主要事業】十日町浄水場改築事業、千手浄水場改築事業、水道管耐震化事業、簡易水道施設の統合検討

2. 下水道施設の整備・更新

- ① 施設の点検・診断結果に基づき老朽化した処理場・管路施設の耐震化や機能向上を推進します。
- ② 下条地区の統合や計画的な施設の更新・ダウンサイジングを進めます。

**【主要事業】十日町市下水処理センター設備更新事業、下水道施設耐震化事業
下水道区域統合事業**

3. 将来を見据えた事業経営

- ① 持続可能な事業経営を行うため、料金改定を含めた経営改善と適切な資産管理を推進します。
- ② 施設の運転管理や漏水対策などにAI技術を積極的に活用し、経営の効率化を図ります。

【主要事業】適切な資産管理の推進、AIを活用した経営改善、料金の適正化

■まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
水道 料金回収率* (給水収益 ÷ 経常費用等)	97.3%	90%以上
下水道 経費回収率* (使用料収入 ÷ 経常費用等)	81.0%	80%以上

前期基本計画（案）

第2章 基本方針別（分野別）の施策

施策37

SDGs
ロゴ

基本方針3 安全・安心なまちづくり

政策3 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち

施策③ 持続可能な公共交通ネットワークの構築

■施策の方針

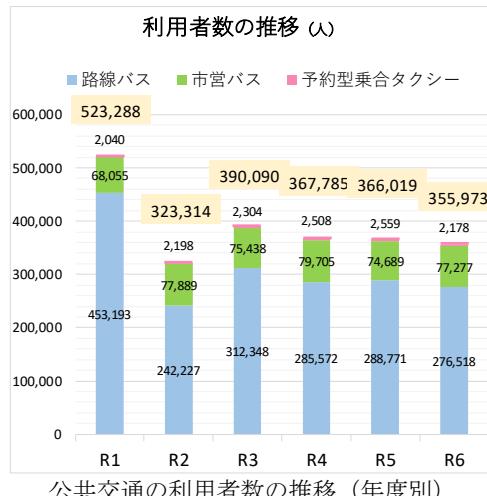
住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の実情に即した生活交通を確保します。また、新たな交通サービスの導入や交通DXの推進など、まちづくりと連動した交通ネットワークを構築し、公共交通の充実を図ります。

■現状と課題

- 民間の路線バスの運行を維持するため、国や県と協調しながら交通事業者への運行費補助を行っています。また、医療機関への直通バスの運行を開始するなど、利便性の向上に努めてきました。今後は、人材不足となっている運転手の確保と路線バスの利用促進を図る必要があります。
- この10年間で6つの民間路線バスが廃止となるなか、当市では市営バスや予約型乗合タクシーの運行により、生活交通の維持・確保を図ってきました。今後も人口減少等による影響が見込まれることから、運行内容の見直しのほか、地域が主体的に行う移動手段の確保に向けた取組みを進める必要があります。
- 市の中心部では複数の路線バスが運行されていますが、市街地を循環するには分かりにくい状況となっています。今後は、郊外から市街地への移動や、市街地循環など、新たな交通サービスの導入に加え、交通DXの推進により、公共交通の充実を図る必要があります。
- 飯山線やほくほく線の活性化を図るため、沿線自治体や関係機関と連携しながら、マイレール意識の高揚や鉄道の利用促進に向けた取組みを行っています。一方、人口減少により利用者は減少傾向にあり、特に北越急行㈱は、特急はくたかの廃止に伴い厳しい経営状況にあります。さらに、冬期間はJR区間ににおいて運休が頻発化し、移動手段としての機能低下が発生しています。今後は、観光客の増加に向けた取組みの強化や、除雪体制の強化を働きかける必要があります。また、北越急行㈱の経営改善や関西方面からの観光流入を図るため、ミニ新幹線化構想の実現に向けた働きかけや機運を醸成する必要があります。



ほくほく線によるサイクルトレイン実証実験



■施策の展開

1. 広域交通の維持・確保

- ① 国道（117号、253号、353号）や、主要地方道（小千谷十日町津南線）を運行する、広域的・幹線的なバス路線の維持・確保を図ります。
- ② 公共交通を維持するため、交通事業者が行う運転手確保に向けた取組みを支援します。また、高齢者などへの運賃割引や、市内店舗と連携した取組を行います。

【主要事業】生活交通確保対策補助事業、地域公共交通確保維持改善事業費補助金、地域公共交通人材確保支援事業、公共交通利用アップ等推進事業

2. 各地域における公共交通の充実

- ① 交通事業者と連携し、市営バスや予約型乗合タクシーの運行など、地域の実情に即した生活交通の確保を図ります。
- ② スクール混乗型の市営バスにより効率的な運行を図るとともに、利用状況の変化やニーズに応じて停留所や運行ダイヤなどの見直しを行います。また、地域全体の路線の見直しなど、地域に最適な公共交通ネットワークを構築します。
- ③ 高齢者の買物や通院など、地域の移動ニーズに対応するため、地区振興会等が主体となり、地域の輸送資源を活用した移動手段を確保する取組を支援します。

【主要事業】市営バス運行事業、予約型乗合タクシー運行事業、地域の輸送資源の活用

3. まちづくりと連動した公共交通サービスの充実

- ① 市街地と郊外を含めたエリアにおける公共交通サービスの充実を図るため、市街地循環バスの運行など、新たな交通サービスの導入を進めます。
- ② 多様な利用者ニーズや利便性の向上を図るため、A I オンデマンド交通や自動運転バスの運行など、デジタル技術による交通D Xを推進します。

【主要事業】地域公共交通確保維持改善事業費補助金、新たな交通サービス導入事業

4. 持続可能な鉄道輸送への支援

- ① 沿線地域と連携し、飯山線とほくほく線のマイレール意識を高める取組や観光振興による利用促進を図ります。
- ② 冬期間の安定運行のため、県・関係市町と連携し、JRに対して除雪体制の強化を働きかけます。
- ③ ほくほく線の継続的な運行に向け、県・関係市町と連携し、北越急行㈱の自主的な取組を促しながら、持続可能な経営が図られるよう支援します。
- ④ 沿線地域と連携し、ほくほく線のミニ新幹線化構想の実現に向けた働きかけと、機運醸成を図ります。

【主要事業】飯山線沿線地域活性化協議会、ほくほく線安全輸送設備等整備補助事業、ほくほく線沿線地域振興連絡協議会、ほくほく線経営改善・活性化協議会、高速鉄道ネットワークのあり方検討委員会

■まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
市民1人当たりの地域公共交通の利用回数	6.5回／年	7.4回／年
公共交通に係る収支率 ※運賃収入／運行経費	路線バス：42.4% 市営バス：3.0% 予約型乗合タクシー：7.7%	現状値を上回る

前期基本計画（案）

第2章 基本方針別（分野別）の施策

SDGs
ロゴ

施策38

基本方針3 安全・安心なまちづくり

政策3 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち

施策④ 安心して暮らせる住宅・公園等の整備推進

■施策の方針

安全・安心に暮らせる住環境に向け、住宅対策や宅地の供給、増加する空き家等への対策を推進するとともに、公営住宅の適切な管理を行います。また、公園・広場の再編、施設の老朽化対策やバリアフリー化を推進します。

■現状と課題

- ・住宅の耐震化は市民の生命・財産を守る基盤であることから、中越大震災後の平成17年度以降、木造住宅を対象とした耐震対策の支援を継続してきました。しかし、高齢化の進行等により、いまだ耐震化がされていない住宅が少なくありません。このため、今後も支援を継続するとともに、耐震対策の重要性に関する啓発を行うことが必要です。
- ・年々進行する公営住宅の老朽化に対応するため、これまで住宅の点検で重大な異常や欠陥が発現する前に計画的な改修を実施し、住宅の長寿命化を図ってきました。今後も長寿命化対策を計画的に推進するとともに、将来的な需要を見据え、老朽化が著しい住宅については用途廃止を行うことも必要です。
- ・管理不適切な空き家等に対しては、これまで文書等による指導を行うとともに、緊急安全措置や代執行を実施してきました。しかし、人口減少、少子高齢化、核家族化などの影響により、今後も空き家等の増加が見込まれます。管理不適切な空き家等は倒壊などによる重大な事故につながるおそれがあるため、発生を未然に防止する取組みが必要です。
- ・多くの公園・広場は建設から20~40年以上が経過しており、施設の老朽化が大きな課題となっています。社会情勢や市民ニーズが変化する中、今後は公園・広場の利用状況を踏まえた再編を検討するとともに、「十日町市公園施設長寿命化計画」に基づき、施設の更新やトイレのバリアフリー化を進める必要があります。



屋根や外壁の改修を行った「公営住宅」



新しくした遊具で遊ぶ子どもたち

■施策の展開

1. 住宅の耐震化の促進

- ① 木造住宅の耐震診断や耐震改修に加え、国や県の補助事業を活用し、耐震シェルターや除却など幅広い対策を支援します。
- ② 耐震診断の結果、対策が必要とされた木造住宅の所有者等に対し、意向調査や啓発を行います。

【主要事業】木造住宅耐震対策事業

2. 公営住宅の整備

- ① 公営住宅の経過年数や点検による劣化状況を踏まえ、異常や致命的な欠陥が発現する前に計画的な改修を行い、長寿命化を推進します。
- ② 将来的な需要の減少を踏まえ、老朽化が著しい公営住宅については、用途廃止を行います。

【主要事業】公営住宅の長寿命化改修等事業

3. 空き家等対策の推進

- ① 法律や条例および「十日町市空き家等対策計画」に基づき、管理不適切な空き家等の所有者等に対し指導を行い、適切な管理を促進します。
- ② 管理不適切な空き家等の発生を予防するため、所有者等への適切な管理や、空き家となる前に住まいの整理等を行う「住まいの終活」の意識啓発を図ります。また、空き家の利活用を促進します。

【主要事業】特定空き家等対策事業、空き家対策支援事業（新）

4. 公園等の再編と施設の老朽化対策

- ① 公園・広場の利用状況を調査し、必要に応じて再編を検討します。
- ② 公園・広場を日頃から安全・安心に利用できるよう、計画的に施設の老朽化対策やバリアフリー化を推進します。

【主要事業】公園施設整備事業

■まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
住宅の耐震対策実施棟数 (H21年度～累計)	29棟	44棟
公営住宅の大規模改修棟数 (H21年度～累計)	31棟	37棟
公園等の老朽施設更新数 (R6年度～累計)	3基	40基

前期基本計画（案）

第2章 基本方針別（分野別）の施策

SDGs
ロゴ

施策39

基本方針3 安全・安心なまちづくり

政策3 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち

施策⑤ 計画的な土地利用の推進

■施策の方針

市街地、周辺地域及び中山間地域において、それぞれの地域特性を生かしながら、各種計画に基づく制度を活用した土地利用を推進します。また、適正な土地利用に必要な地籍の確定を進めます。

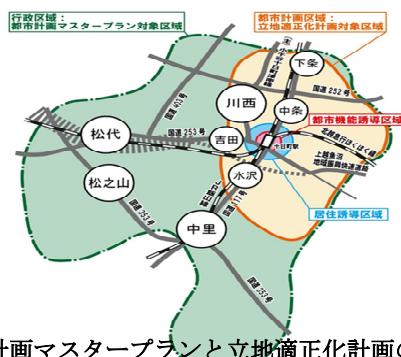
■現状と課題

- 「十日町市都市計画マスタープラン」は、平成20年3月の策定から15年以上が経過し、その間に社会経済情勢や都市計画を取り巻く環境が大きく変化したことから、令和7年3月に同計画の改定を行いました。さらに同時期に、ネットワーク型コンパクトシティの実現を目指す「十日町市立地適正化計画」を新たに策定しました。今後は、両計画を指針として、地域特性を生かした持続可能なまちづくりを推進することが必要です。
- 駅西地区の一部では、立地状況を踏まえた土地の有効活用を図るため、用途地域の見直しを行いました。また、将来の交通需要を見据え、現状に即した都市計画道路の見直しを行いました。今後は、これらの見直し結果に基づき、関連事業を推進することが必要です。
- 上越魚沼地域振興快速道路による高速交通体系の確立や、市全体の活力増進と地域振興の推進などを目的とした、「十日町IC（仮称）周辺土地利用基本構想」を策定し、「道の駅」整備概要（案）を作成しました。今後は道路事業の進捗に応じて、道の駅整備に関する各種計画を策定し、実施に向けた取組みを進めることができます。
- 土地に関する施策を円滑に推進するため、地籍調査を計画的に進めてきました。市街地においては令和3年度に調査を完了し、従来わかりにくかった住所表示の明確化を図りました。また、松代、松之山地域についても、正確な地籍把握に向けて調査に着手しています。今後も、未調査地域における地籍の確定を計画的かつ着実に推進することが必要です。

地籍調査の実施状況（令和7年3月末時点）

地域名	計画面積(km ²)	完了済面積(km ²)	進捗率(%)
十日町	203.59	80.58	39.58
川西	72.73	72.73	100.00
中里	56.92	56.92	100.00
松代	87.42	0.39	0.45
松之山	83.80	0.66	0.79
市全体計	504.46	211.28	41.88

※完了済面積は、国土調査法第19条5項（区画整理・ほ場整備）を除く



都市計画マスタープランと立地適正化計画の概念図

■施策の展開

1. 各種計画に基づく効果的・効率的な土地利用の推進

- ① 市街地、周辺地域及び中山間地域それぞれの特性と資源を生かし、誰もが安全・安心に暮らせる持続可能なまちづくりを推進します。
- ② 市街地のみならず、周辺地域や中山間地域に暮らす誰もが生活利便施設等を利用できる、「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成を推進します。
- ③ 市街地における円滑な交通を確保するため、都市計画道路事業を推進します。
- ④ 十日町 IC（仮称）周辺の「道の駅」整備について、関係機関や地元との調整を図りつつ、事業用地確保及び整備計画の策定を推進します。

【主要事業】都市計画マスターplan・立地適正化計画関連事業（新）

十日町 IC（仮称）周辺道の駅整備事業（新）

都市計画道路事業（街路事業）

2. 地籍調査事業の推進

- ①松代・松之山及び十日町地域の未調査地域において、地籍調査を計画的に推進します。
- ②現地調査が困難な山林は、リモートセンシング技術等のDXを活用した効率的な調査手法の導入を検討します。

【主要事業】地籍調査事業

■まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
松代・松之山地域の地籍調査実施面積	1.1 km ²	2.5 km ²
十日町地域の地籍調査実施面積	80.6 km ²	82.0 km ²

前期基本計画（案）

第2章 基本方針別（分野別）の施策

SDGs
ロゴ

施策 40

基本方針3 安全・安心なまちづくり

政策4 雪とともに生きるまち

施策① 持続可能な除雪体制の確保

■施策の方針

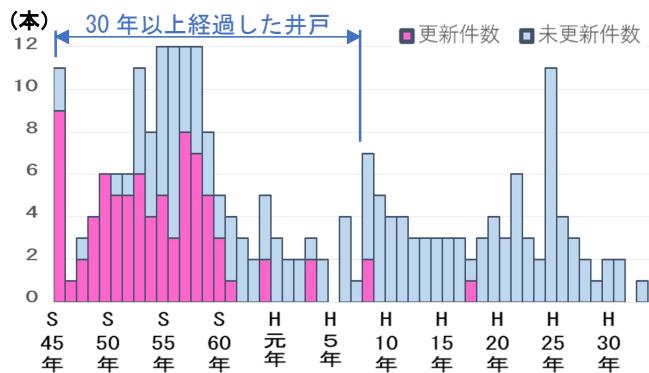
冬期間の安全・安心な交通を確保するため、持続可能な除雪体制にするとともに、消雪パイプや流雪溝の整備・更新を計画的に進めます。

■現状と課題

- 市道除雪は、平成25年度に「除雪基本料金支払制度」を創設し、平成26年度から「除雪管理システム」を導入するなど、除雪体制の維持に努めてきました。一方で、除雪オペレーターの担い手不足や高齢化、労務単価や資機材価格の上昇など、多くの課題を抱えています。今後も除雪体制を維持し、冬期間の安全・安心な交通を確保する必要があります。
- 市内約86kmの区間で整備された消雪パイプは、冬期間の安全で円滑な交通を支えています。一方、消雪用井戸の約3割が設置から30年を経過し、老朽化が深刻化しています。今後も計画的かつ効率的な更新・整備を進める必要があります。
- 流雪溝は、令和2年度に十日町整備計画エリアの整備が完了しました。現在整備を進めている区域の整備率は、学校町区域66%、川治地区63%、川西地域69%となっています。今後も整備の進捗を図り、早期供用開始を目指す必要があります。
- 流雪溝の管理運営を担う流雪溝運営協議会では、担い手不足や高齢化が進んでいます。今後も安定した運営を継続するため、持続可能な組織体制を構築する必要があります。
- 雪崩は中山間集落において生命の危険や生活への支障が大きいことから、引き続き、雪崩危険箇所のパトロールや雪庇落し、雪崩予防柵の設置及び更新などを実施する必要があります。



ロータリーレンジャーによる除雪



市有消雪パイプ井戸 更新・未更新 年度別箇所数

■施策の展開

1. 道路除雪の推進

- ① 除雪基本料金支払制度の継続や除雪機械の計画的な更新により、持続可能な除雪体制を維持します。
- ② 除雪作業のワンオペレーター化やICT技術の活用などによる省人化を図り、効率的な除雪作業を推進します。
- ③ 効率的な除雪のために必要な雪出し場の確保について、引き続き市民に理解と協力を求めていくとともに、適正な除排雪作業による経費節減に取り組みます。

【主要事業】市道除排雪事業、除雪機械整備事業

2. 消雪パイプの計画的な更新・整備

- ① 消雪パイプ・井戸については、新技術による長寿命化も考慮し、計画的な更新を推進します。
- ② 井戸や散水管の配置全般を見直し、地域一体で散水効率を高めるための検討など、効率的な更新を推進します。
- ③ 家屋が連たんし、雪出し場が無い地区や交通需要が高い道路などについて、消雪パイプの整備を検討します。

【主要事業】消雪パイプ更新・整備・改修事業

3. 流雪溝の整備

- ① 整備計画エリア（学校町区域、川治地区、川西地域）の整備を順次進め、供用区域を拡張します。
- ② 流雪溝運営組織と連携し、人材確保と適正な管理運営を図ります。

4. 雪崩危険箇所の解消

- ① 雪崩危険箇所のパトロールを強化し、早期把握と事故防止を図ります。
- ② 市道における雪崩予防施設の設置や段切り対策などを検討し、雪崩危険箇所の早期解消に努めます。また、国・県道の雪崩対策の計画的な実施を関係機関に働きかけます。

【主要事業】雪崩調査の実施

■まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
消雪パイプ更新井戸数	88 本	122 本
流雪溝整備延長（十日町・川西地域）	92.6km	95.6km

前期基本計画（案）

第2章 基本方針別（分野別）の施策

SDGs
ロゴ

施策41

基本方針3 安全・安心なまちづくり

政策4 雪とともに生きるまち

施策② 市民のくらしを支える雪処理支援の充実と利雪親雪の促進

■施策の方針

克雪住宅の普及促進、高齢化集落や要援護世帯への除排雪援助など、市民のくらしを支える雪処理支援の充実を図ります。また、雪は貴重な資源であることから、雪エネルギーの利用促進や雪を使ったイベントの充実を図るなど、利雪親雪の取り組みを進めます。

■現状と課題

- 屋根雪処理対策については、「克雪すまいづくり支援事業」の継続により、新築住宅のほとんどが克雪化されています。しかし、雪下ろしが必要な住宅も約4割存在することから、引き続き普及促進に向けた支援を行う必要があります。
- 除排雪作業中の人身にかかる事故が高齢者を中心に急増している豪雪地帯において、死傷事故防止のために制定された「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業」を活用し、安全器具購入費に対する補助や命綱固定アンカー設置済み住宅への雪下ろし作業費補助などを実施してきました。今後も事故防止のため、命綱固定アンカー等の普及促進に向けた支援や啓発を行う必要があります。
- 地域内の人材不足により、これまでの雪処理体制の維持が困難になることから、令和3年度から冬期集落保安要員制度を見直し、個人委託に加えて集落組織や除雪ボランティアも雪処理作業の委託対象にするなど、制度の拡充を進めてきました。今後も地域の実情に応じて、雪処理に対する継続的な支援を行う必要があります。
- 雪を貴重な地域資源として捉え、雪冷熱を利用した雪室や冬の各種イベントなど、さまざまな利活用や交流に取り組んでいます。さらなる雪の有効活用のため、利雪親雪の取り組みを積極的に進める必要があります。



命綱固定アンカー



克雪住宅

■施策の展開

1. 克雪住宅の普及促進

- ① 冬期間でも安心して暮らせる克雪住宅の普及を図るため、補助制度を継続します。
- ② 屋根の雪下ろしによる転落事故を未然に防ぐため、命綱固定アンカーなどの設備に対する補助制度を継続します。
- ③ 広報紙やホームページ、SNSなどにより、雪下ろし時の注意事項を掲載するなど、啓発活動を実施します。

【主要事業】克雪すまいづくり支援事業、すまい雪おろし安全対策支援事業

2. 雪処理支援体制の充実

- ① 地域や集落内における雪下ろしや除雪作業における負担の軽減を図るため、小型除雪機導入への支援を継続します。
- ② 要援護世帯への支援などを継続的に行うとともに、冬でも安心して暮らせる生活環境に向けた改善に努めます。
- ③ 過疎化・高齢化のため、集落機能の維持に支障が生じている集落に対して、地域の実情に応じた共助による除雪作業を支援します。また、県事業と連携しながら冬期集落保安要員の配置や除雪ボランティアの受入を促進することで、冬期間の安全・安心な生活環境の維持を図ります。

**【主要事業】十日町市小型除雪機械共同導入事業、要援護世帯除排雪援助事業、
集落安心づくり事業、冬期集落安全・安心確保対策事業**

3. 利雪親雪の促進

- ① 雪を活用した農産物の貯蔵など、高付加価値化への取組を推進します。
- ② 日本遺産に認定された「究極の雪国とおかまちー真説！豪雪地ものがたり」により、雪国の歴史と文化を積極的に発信し交流を広げるなど、利雪親雪の取組を推進します。

■まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
既存住宅の克雪化改良棟数 (H17年度～累計)	939 棟	999 棟